

赤字は追加・修正部分，青字は削除部分です。

<p>1. 名 称</p> <p>本協会は日本テーパー協会と称する。</p>	
<p>2. 目 的</p> <p>本協会はテーパークラス艇の愛好者を組織して活動し、同クラスの健全な発展普及を図ることを目的とする。</p>	
<p>3. 事 業</p> <p>本協会はその目的を達するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)テーパークラス艇の登録並びに登録台帳の整備保管。</p> <p>(2)愛好者名簿及び会報の発行。</p> <p>(3)フリートの認定。</p> <p>(4)世界テーパー協会、他国のテーパー協会との活動の統一及び国内ルールの制定、改正</p> <p>(5)テーパークラスのレースの主催。</p> <p>(6)その他、本協会の目的を達成</p>	<p>(4)世界テーパー協会の日本リージョンとしての活動及び国内ルールの制定、改正</p>

<p>するために必要な事項。</p>	
<p>4. フリート</p> <p>世界テザー協会規約第9(1)に定められたフリートの要件を日本国内においては次のとおり改める。次の要件を全て満たす団体から本協会に対し申し出があった場合に本協会はこの団体をフリートとして認定する。</p> <p>(1)一定の場所に複数のテザークラス艇があること。</p> <p>(2)複数のテザー愛好者がレース等テザーに係る活動を計画的に行っていること。</p> <p>(3)フリートの代表者が明確になっており、その代表者が本協会の会員であること。</p>	
<p>5. 会 員</p> <p>テザークラス艇の愛好者のうち、会費を納入したものが本協会の会員となる。</p> <p>(1)会員は別に定める会費を原則として前年度の会計年度末迄に納入する。</p> <p>(2)会員は会報を受け、本協会が</p>	<p>修正:</p> <p>本協会の目的に賛同し、別に定める「会員規定」を満たし、当該年度の会費を納入したものが本協会の会員となる。</p> <p>(1)会員は、本協会が主催するすべての行事に参加する権利を有する。総会の議</p>

<p>主催するすべての行事に参加する権利を有する。</p> <p>(3) 当該年度に本協会が主催するレースに参加する場合には、乗員のうち少なくとも1名が当該年度の会費の納入を完了していなければならない。但し、会長が特別に認めた場合はこの限りでない。</p>	<p>決において1票の投票権を有する。</p> <p>(3) 当該年度に本協会が主催するレースに参加する場合には、乗員のうち少なくとも1名が当該年度の<b>各国協会員でなければならない</b>。但し、会長が特別に認めた場合はこの限りでない。</p>
<p>6. 理事及び理事会</p> <p>(1) 本協会には理事として会長、副会長、会計、<b>国際事務局</b>、国内事務局(東日本担当、西日本担当)、<b>チーフメジャー</b>、イベント委員長、広報委員長、<b>ルール委員長</b>を置く。また、理事によって理事会が構成される。</p> <p>(2) 本協会は、特別の事情がある場合には、<b>別の理事</b>を置くことができる。</p> <p>(3) 会長の<b>選出</b>は、自薦または他薦が得られた会員の中から、総会での<b>投票・承認を得ることによって行われる</b>。</p> <p>(4) 各理事の選出は、理事として</p>	<p>修正:</p> <p>(1) 本協会には理事として会長、副会長、会計、国内事務局(東日本担当、西日本担当)、<b>メジャー</b>、イベント委員長、広報委員長を置く。また、理事によって理事会が構成される。<b>兼任を妨げない</b>。</p> <p>(2) 本協会は、特別の事情がある場合には、<b>本条1項で規定された以外の理事</b>を置くことができる。</p> <p>(3) 会長は、自薦または他薦が得られた会員の中から、総会での<b>決議によって選出される</b>。</p> <p>(4) 各理事の選出は、理事として自薦または他薦が得られた会員の中から、次期会長の指名によって行われる。</p>

<p>自薦または他薦が得られた会員の中から、任期開始までに次期会長の指名によって行われる。</p> <p>前々項で定める別の理事の指名、次項に定める任期途中での理事の交代に伴う後任理事の指名は、必要に応じて速やかに行われるものとする。</p> <p>(5)理事の任期は2年(会長選出後の4月1日～翌々年の3月31日まで)とするが、多選重任を妨げない。また、何らかの事情で任務が遂行できない場合には、任期途中で交代することができる。任期途中で理事が交代する場合、後任の理事の任期は予め定められていた前任の理事の任期とする。</p>	<p>本条1項で定める別の理事の指名、本条5項に定める任期途中での理事の交代に伴う後任理事の指名は、必要に応じて速やかに行われるものとする。</p> <p>(5)理事の任期は2年(会長選出後の4月1日～翌々年の3月31日まで)とする。多選を妨げない。また、何らかの事情で任務が遂行できない場合には、任期途中で交代することができる。任期途中で理事が交代する場合、後任の理事の任期は予め定められていた前任の理事の任期とする。</p>
<p>7. 総会</p> <p>(1)原則として年1回総会を開き、会長の選出その他重要な事項を審議・決定する。</p> <p>(2)会長は当該年度の総会の開催日時、開催場所、議題等を総会</p>	<p>(1)原則として年1回総会を開き、重要事項を審議・決定する。</p> <p>(2)会長は当該年度の総会の開催日時、開催場所、議題等を総会開催日の1</p>

<p>開催日の14日前迄に、<b>会報を通じて</b>、会員に告知しなければならない。</p> <p>(3)総会は、会員総数の1/3以上の会員の出席(別に定める委任手続きをとった会員を含む)が得られた場合に成立する。</p> <p>(4)総会の議決又は承認は出席した会員総数の過半数を得られた場合に有効となる。</p>	<p>4日前迄に、会員に告知しなければならない。</p>
<p>8. 総会の承認事項</p> <p>次の各号の事項については、総会の承認を得ることとする。但し、時間的な制約から総会の開催が困難な場合には、会員による投票を行い、この結果をもって総会の議決とする。</p> <p>(1)会長の選出</p> <p>(2)<b>協会予算</b></p> <p>(3)クラスルールの制定、改正に関わること</p> <p>(4)協会規約の改正</p>	<p>次の各号の事項については、総会の承認を得ることとする。但し<b>議決時期や時間的な制約から総会での決議が困難な場合およびやむを得ない理由により総会が開催できない場合には</b>、会員による投票を行い、この結果をもって総会の議決とする。</p> <p>(1)会長の選出</p> <p>(2)<b>会計報告</b></p> <p>(3)クラスルールの制定、改正に関わること</p> <p>(4)協会規約の改正</p> <p><b>なお、理事会は新年度開始後速やかに総会で承認された会計報告に基づく前年度決算および新年度予算を会員に告知</b></p>

	<p>しなければならない</p>
<p>付 則</p> <p>1. 本規約は 1997 年 10 月 11 日より発効する。</p> <p>2. 会計年度は当該年度の 1 月 1 日から 12 月 31 日迄とする。</p> <p>3. 年会費は次のとおりとする。</p> <p>個人会員： 5,000 円</p> <p>個人 3 年会員：14,000 円</p> <p>家族会員： 3,000 円</p> <p>家族会員とは、個人会員と同居する家族が入会を希望する場合に選択でき、個人会員が有する権利の中で会報が送付されないものである。</p>	<p>3. <b>【会員規定】</b></p> <p>年会費は次のとおりとする。</p> <p>会員： 5,000 円</p> <p>3 年会員： 14,000 円</p> <p>家族会員： 3,000 円</p> <p>学生会員： 3,000 円</p> <p>スポット会員： 1,000 円</p> <p>会員、家族会員、学生会員の会員期間は、当該年度とする。</p> <p>3 年会員の会員期間は、当該会計年度を含み 3 期とする。</p> <p>家族会員は会員と同居する家族に限られ、会員が有する権利と同等の権利を有する。</p> <p>学生会員は学生に限られ、会員が有する権利と同等の権利を有する。</p> <p>スポット会員は本協会への入会実績のない者に限られ、全日本選手権を除く協会公認レースに 1 回に限って参加する資格を有する。総会議決権は有さない。</p>
<p>付 則 2</p> <p>1. 本規約は 2002 年 11 月 3 日より発効する。</p> <p>2. 会計年度は当該年度の 4 月 1 日か</p>	

ら翌年 3 月 31 日迄とする。

3.ただし、2002 年度は 2002 年 1 月 1 日から 12 月 31 日迄とする。2003 年 1 月 1 日から 2003 年 3 月 31 日迄は 年 度変更の移行期間とするため、便宜上 2003 年度は 2003 年 1 月 1 日から 2004 年 3 月 31 日迄とする。